

左衛門督家政所下 上野國新田御庄官等補任下司職源義重右人依爲地主補任下司職如件
御庄官等宜承知依件用之敢不可違失故下

保元二年三月八日

安主宮内録菅野

〔田文〕五 ちう玄んの目六たはたけさいけにの事、
合

田 二百九十六町十だ い 畠 百町六反三十口だ い 二百八字 此内を、田二十四町

八反 神田十六町八反

享德四年乙辰閏四月吉日

〔東路のつと〕明る朝利根川の舟渡りをして、上野の國新田の莊に、禮義純隱遁ありて、今は靜喜
かの閑居に五六日、連歌度々におよべり、

露分て袖にみるべき野山かな

〔沙石集 六 上〕榮朝上人之説戒之事

一 上野國新田庄世良田ノ本願釋圓房ノ律師榮朝上人ハ、慈悲深ク智惠賢クシク、顯密共ニ學シ、
説法説戒マコトニタツトカリケレバ、近國ノ道俗歸依渴仰シテ聽聞シケリ、

〔太平記 十〕新田義貞謀反事附天狗催越後勢事

相模入道、舍弟ノ四郎左近大夫入道ニ、十萬餘騎ヲ差副テ京都へ上セ、畿内西國ノ亂ヲ可靜トテ、
武藏、上野、安房、上總、常陸、下野、六箇國ノ勢ヲゾ被催ケル、其兵糧ノ爲ニトテ、近國ノ庄園ニ、臨時ノ
夫役ヲ被懸ケル、中ニモ新田庄世良田ニハ、有德ノ者多シトテ、出雲介親連、黒沼彦四郎入道ヲ使
ニテ六萬貫ヲ五日ガ中ニ可沙汰ト、堅ク下知セラレケレバ、使先彼所ニ莅テ、大勢ヲ庄家ニ放入
テ、譴責スル事法ニ過タリ、新田義貞是ヲ聞給テ、我館ノ邊ヲ雜人ノ馬蹄ニ懸サセツル事コソ、返